

令和6年度

**障害者支援施設**

**指導監査基準**

横浜市

健康福祉局監査課

目	次
---	---

- 指導監査基準について …… 2
- 根拠法令・通知等略称一覧 …… 3

I 適正な利用者支援の確保
---------------

- 1 基本方針等 …… 5
- 2 利用者支援の充実 …… 5
- 3 適正な食事の提供 …… 6
- 4 介護 …… 8
- 5 衛生管理等 …… 9
- 6 健康管理 …… 9
- 7 社会生活上の便宜の供与等・家族との連携・  
事故への対応 …… 10
- 8 苦情解決 …… 10
- 9 実施機関との連携 …… 11
- 10 利用者給付金の管理 …… 11
- 11 虐待防止・身体拘束等の適正化 …… 12
- 12 障害者支援施設等固有の支援 …… 12
- 13 自立支援 …… 13
- 14 預り金の管理 …… 14

II 社会福祉施設運営の適正実施の確保
---------------------

- 1 適正な運営の確保 …… 15
- 2 利用定員 …… 16
- 3 管理規程、経理規程、運営規程等の整備 …… 16
- 4 帳簿の整備 …… 16
- 5 職員の確保・定着等 …… 17
- 6 設備等 …… 18
- 7 地域開放と地域連携 …… 18
- 8 職員の労働環境等 …… 18
- 9 業務体制の確立と業務省力化 …… 20
- 10 防災対策の充実強化 …… 21
- 11 感染症等防止対策 …… 24
- 12 電磁的記録等 …… 24
- 13 防犯対策 …… 24

## 指導監査基準について

<p><b>着 眼 点</b></p>	<p>関係法令、通知等に基づいて実施する指導監査の主な範囲及び観点を示します。</p>	
<p><b>指導監査基準</b></p>	<p>着眼点ごとに、適正でない点、不備な点が認められた場合に指導を行う主な内容を基準として示します。</p>	
<p><b>区 分</b></p>	<p>適正でない点、不備な点の状況は多様であるため、次のとおり、改善を指導する際の標準的な区分を設定します。</p>	
	<p><b>文書指摘事項</b></p>	<p>施設基準等の関係法令、通知等に違反が認められる事項については、原則として改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導します。指導に対し、期限を付して法人等から報告を求めます。 また、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができます。</p>
	<p><b>口頭指摘事項</b></p>	<p>施設基準等の関係法令、通知等以外の法令、通知等に軽微な違反が認められる場合又は違反について文書による指導を行わなくとも改善が見込まれる場合には、口頭で指導します。</p>
	<p><b>助言事項</b></p>	<p>法令又は通知の違反が認められない場合であっても、施設運営に資するものと考えられる事項については助言を行います。</p>
<p>注) 1 指導監査の結果については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。 2 「口頭指摘事項」及び「助言事項」についても、指導の内容に関する認識を共有できるよう文書で交付します。</p>		
<p><b>根 拠 法 令</b></p>	<p>指摘事項の根拠となる法令、通知等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。</p>	

○根拠法令・通知等略称一覧

略 称	正 式 名 称	
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成17年法律第123号
指導監査通知	障害者支援施設等に係る指導監査について	平成19年4月26日障発第0426003号
施設基準条例	横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	平成24年12月28日横浜市条例第69号
指定施設基準条例	横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例	平成24年12月28日横浜市条例第65号
指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	平成13年7月23日社援発第1275号ほか
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	平成12年6月7日障第452号ほか
日常生活費用取扱通知	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて	平成18年12月6日障発第1206002号
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成23年法律第79号
障害者虐待防止法公布通知	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について(通知)	平成23年6月24日社援発0624第3号
障害者虐待防止法施行規則	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則	平成24年厚生労働省令第132号
障害者虐待防止法施行通知	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について(通知)	平成24年9月24日社援発0924第5号ほか
障害者虐待防止対応マニュアル	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(障害者福祉施設等事業者向けマニュアル)	令和5年7月厚生労働省
障害者(児)施設虐待防止通知	障害者(児)施設における虐待防止について	平成17年10月20日障発第1020001号
個人情報保護ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン	平成28年11月個人情報保護委員会
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	昭和41年法律第132号
雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47年法律第113号
パワハラ防止指針	事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	令和2年厚生労働省告示第5号
セクハラ防止指針	事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	平成18年厚生労働省告示第615号
育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成3年法律第76号
高齢者雇用安定法	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和46年法律第68号
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	平成12年法律第57号
土砂災害防止法施行規則	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則	平成13年国土交通省第71号

○ 障害者支援施設の指導監査の際には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく運営指導も併せて行います。次の法令、通知等も御参照ください。

指定障害福祉サービス事業所等の指導監査について	平成26年1月23日障発第0123第2号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	平成18年9月29日厚生労働省令第171号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	平成18年12月6日障発第0126001号
横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例	平成24年12月28日横浜市条例第64号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	平成18年10月31日障発第1031001号
栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について	令和3年4月6日障発第0406第1号
リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について	平成21年3月31日障発第0331003号

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準	
<b>I 適正な利用者支援の確保</b>				
<b>1 基本方針等</b>				
(1)基本方針	施設のサービスについて、 <u>個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</u>	指導監査通知第1 施設基準条例第3条第2項 指定施設基準条例第3条第2項	利用者の意思及び人格を尊重した、当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めていない。	
(2)福祉サービスの質の向上のための措置等	福祉サービスの質の向上のための措置を講じ、より良いサービス提供に努めているか。	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項 施設基準条例第18条	自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことや第三者評価の受審等により、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていない。	
		施設基準条例第3条第4項 指定施設基準条例第3条第4項	設備及び運営に関する基準を超えるように努めていない。	
(3)施設管理の都合による利用の制限・提供の拒否	施設の管理の都合により利用者の生活を不当に制限していないか。	指導監査通知第1	施設の管理の都合で利用者の生活に不当に制限を加えている。	
			施設の管理の都合で利用者の生活に影響を与えている点がある。	
<b>2 利用者支援の充実</b>				
(1)個別支援計画の作成・見直し	個別支援計画は、 <u>適切に作成等が行われているか。</u>	指導監査通知第1-1-(1)ア 施設基準条例第3条第1項、第19条、第20条 指定施設基準条例第3条、第26条、第27条、第28条	サービス管理責任者に個別支援計画作成に関する業務を担当させていない。	
	施設基準条例第19条(指定施設基準条例第27条も参照) ▽ (施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 (次頁へ続く)		アセスメントを行っていない。	
				アセスメントに当たって、利用者との面談を行っていない。
				個別支援計画を作成していない。
				個別支援計画が一部作成されていない。
				利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない。
			文書による同意を一部得ていないものがある。	

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
<b>2 利用者支援の充実 (前頁から続く)</b>			
(1)個別支援計画の作成・見直し	(前頁から続く) 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に利用者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。		個別支援計画の作成に当たって、心身の状況等の把握や職員による会議での検討等を行っていない。 個別支援計画を利用者に交付していない。 6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていない。 モニタリングの結果を記録していない。
	個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、その実践に努めているか。	指導監査通知第1-1-(1)イ	個別支援計画の作成に、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスが反映されていない。
(2)記録の整備	利用者の支援(サービス提供)の状況に関する諸記録を整備・保存しているか。	指導監査通知第1-1-(1)ウ 施設基準条例第8条第2項 指定施設基準条例第21条、第61条第2項	利用者の支援記録(サービス記録)の整備及び保存を適正に行っていない。
	記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、利用者から施設障害福祉サービスを提供したことについて、確認を受けているか。	施設基準条例第21条第2項 指定施設基準条例第21条第3項	利用者に支援の提供の記録に関して確認を受けていない。
<b>3 適切な食事の提供</b>			
(1)献立表の作成、評価	利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっているか。		利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっていない。
	利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。		利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っていない。
	予定献立を作成しているか。	指導監査通知1-1-(2)ア、ウ 施設基準条例第30条 指定施設基準条例第38条 健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)	予定献立を作成していない。
	食事摂取基準を活用した給与栄養目標量を設定しているか。		「日本人の食事摂取基準(2020年版)」を活用した給与栄養目標量を設定していない。 食事摂取基準の活用に不備がある。
	実施給与栄養量(提供量)が適切な範囲になっているか。		実施給与栄養量(提供量)が適切な範囲になるよう献立作成を行っていない。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
3 適切な食事の提供 (前頁から続く)			
(2)嗜好調査等	<u>嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫をしているか。</u>	指導監査通知第1-1-(2)イ 施設基準条例第30条 社会福祉施設等における食品の安全確保等について(平成20年3月7日障企発第0307001号ほか)	嗜好調査又は残食(菜)調査を適切に行っていない。
	検食を実施して記録しているか。		検食を実施していない。
			検食を利用者の食事提供前に行っていない。
			検食簿の記載に不備がある。
(3)利用者情報の共有	(委託の場合)受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害等が食事内容に反映されるよう、定期的に調整を行っているか。	指導監査通知第1-1-(2)ウ 施設基準条例第30条	(委託の場合)受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害等が食事内容に反映されるよう定期的に調整を行っていない。
	給食に関する打合せ(関係職員による給食会議等)を定期的に行っているか。		給食に関する打合せ(関係職員による給食会議等)を定期的に行っていない。※利用者の栄養状態、摂食状況について情報を共有できる体制があれば可
(4)食事時間	<u>食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</u>	指導監査通知第1-1-(2)エ 施設基準条例第30条	食事を適切な時間に提供していない。
(5)保存食	<u>保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</u>	指導監査通知第1-1-(2)オ 社会福祉施設等における衛生管理の徹底について(平成15年12月12日第1212001号) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)	保存食が、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上の保存がされていない。
			保存食の実施が、基準どおりに行われていない。
(6)調理担当者の衛生管理	<u>給食関係者の検便は適切に実施されているか。</u>	指導監査通知第1-1-(2)キ 社会福祉施設等における衛生管理の徹底について(平成15年12月12日第1212001号) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)	調理従事者について、臨時職員を含め月1回以上の検便検査(〇157検査を含む)を実施していない。
			検便検査が一部基準どおりに行われていない。
			調理室内の手洗い設備には、石けん、消毒液を設置し、これらを使用した手洗いを励行していない。
			手洗い場の衛生設備(石けん、消毒液)に一部不備がある。
			手拭タオルが共用とされ、個別タオル又はペーパータオル等が使用されていない。
			毎日作業開始前に、自らの健康状態を確認し、記録していない。
			調理作業専用の帽子、外衣及び履物を着用していない。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
3 適切な食事の提供 (前頁から続く)			
(7)一斉点検に関する衛生の点検	中心温度を測定し、記録しているか。	社会福祉施設等における衛生管理の徹底について(平成15年12月12日第1212001号) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)	中心温度を測定し、記録していない。
	作業前及び作業後の冷蔵庫・冷凍庫の温度を測定し、記録しているか。		作業前及び作業後の冷蔵庫・冷凍庫の温度を測定し、記録していない。
	作業前及び作業後の使用水の点検を実施し、記録しているか。		作業前及び作業後の使用水の点検を実施し、記録していない。 記入漏れや測定漏れがある。
(8)食器等の衛生管理	食器等の衛生管理に努めているか。	指導監査通知第1-1-(2)カ 社会福祉施設等における衛生管理の徹底について(平成15年12月12日第1212001号) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)	使用した食器・調理器具等を、洗浄後、消毒を行い、衛生的に保管していない。
	害虫駆除等を定期的に行っているか。		害虫駆除を半年に1回以上行っていない。 害虫駆除の実施記録を保管していない。
4 介護			
介護	利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っているか。	施設基準条例第22条第1項 指定施設基準条例第30条第1項	利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を行っていない。 介護に不十分な点がある。
	利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。	指導監査通知第1-1-(障害者支援施設等固有の支援)-(1) 施設基準条例第22条第5項 指定施設基準条例第30条第5項	利用者に対する離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を行っていない。 利用者に対する離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援に不十分な点がある。
	利用者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。	指導監査通知第1-1-(4) 施設基準条例第22条第3項、第22条第4項 指定施設基準条例第30条第3項、第30条第4項	排せつ及びおむつ交換を適切に行っていない。
	排せつの自立について、その努力がなされているか。		排せつの自立に努めていない。
	トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているか。		排せつの自立について、利用者の特性に応じた工夫を行っていない。
	換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。	施設基準条例第22条第6項 (指定施設基準条例第30条第6項)	換気、保温、及び利用者のプライバシーの確保に配慮していない。
	常時1人以上の職員を介護に従事させているか。		職員が常時1人以上介護に従事していない。
利用者の負担により、施設職員以外の者による介護を受けさせていないか。	施設基準条例第22条第7項 (指定施設基準条例第30条第7項)	施設職員以外の者による介護を利用者の負担により受けさせている。	

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
5 衛生管理等			
衛生管理・生活環境等の確保	居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。	指導監査通知第1-2-ウ 施設基準条例第4条第1項 指定施設基準条例第50条第1項	居室の清掃等を適切に行っていない。 居室の清掃等に一部不備が見受けられる。
	衛生的な被服及び寝具の確保に努めているか。	指導監査通知第1-1-(5)	衛生的な被服及び寝具を確保していない。
	利用者の入浴又は清拭は適切な方法により行っているか。 特に入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等が確保されているか。	指導監査通知第1-1-(3) 施設基準条例第22条第2項 指定施設基準条例第30条第2項	利用者の入浴又は清拭を適切な方法により行っていない。 利用者の入浴又は清拭が不十分。
6 健康管理			
健康管理	利用者について、年2回以上の定期健康診断を実施しているか。	指導監査通知第1-1-(6)ア 施設基準条例第32条第2項 指定施設基準条例第40条第2項	利用者について、年2回以上の定期健康診断を実施していない。 年2回以上の定期健康診断の実施に漏れがある。
	利用者の健康保持のための適切な措置を講じているか。	施設基準条例第32条第1項 指定施設基準条例第40条第1項	常に利用者の健康状況に注意し、健康保持のための適切な措置を講じていない。
	必要な医師が配置されているか。また、医師による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。	指導監査通知第1-1-(6)イ 施設基準条例第11条 指定施設基準条例第5条、第40条	必要な医師を配置し、医師による必要な医学的管理を行っていない。 医師による必要な医学的管理等を十分に行っていない。
	利用者に病状の急変が生じた場合等に備えて、速やかに医療機関に連絡等を行うなどの体制が整っているか。	施設基準条例第33条、第40条 指定施設基準条例第41条、第51条	速やかに医療機関に連絡等を行うための体制を整えていない。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等 (▽:説明)	指導監査基準
7 社会生活上の便宜の供与等・家族との連携・事故への対応			
(1) 社会生活上の便宜の供与等	適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	指導監査通知第1-1-(7) 施設基準条例第31条第1項 指定施設基準条例第39条第1項	レクリエーション行事を行っていない。
	利用者が日常生活を営む上で必要な、行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	施設基準条例第31条第2項 指定施設基準条例第39条第2項	行政機関等への代行手続が不十分。
	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	指導監査通知第1-1-(8) 施設基準条例第31条第3項 指定施設基準条例第39条第3項	家族との連携、利用者と家族との交流等の機会(相談に応じる体制、適切な助言援助の実施)を十分に確保していない。
(2) 相談支援	利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者、家族等の相談に適切に応じ、必要な助言その他の支援に努めているか。	指導監査通知第1-1-(8) 施設基準条例第21条 指定施設基準条例第29条	相談に応じた、必要な助言その他の支援を行っていない。
			心身の状況、環境等の把握を十分に行っていない。
(3) 事故への対応	利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	施設基準条例第45条 指定施設基準条例第59条	市に報告が必要な事故報告を報告していない。
			当該利用者の家族等に速やかに連絡を行っていない。
	事故報告書を作成し、保存していない。		
	賠償すべき事態に速やかに対応するため、損害賠償保険への加入等の措置を講じていない。		
	事故の再発防止等の取組の充実を図っていない。		
(1) 適切な苦情解決	利用者等からの苦情に対し、適切な解決に努めているか。	指導監査通知第1-1-(9) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第82条 施設基準条例第43条 指定施設基準条例第57条 苦情解決指針	提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情に対し、適切な解決に努めていない。
			苦情解決体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置していない。
(2) 苦情解決体制の整備	苦情解決体制を整備しているか。		
8 苦情解決			

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
<b>8 苦情解決 (前頁から続く)</b>			
(3) 苦情解決の手順等	利用者への周知を図っているか。	指導監査通知第1-1-(9) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第82条 施設基準条例第43条 指定施設基準条例第57条 苦情解決指針	利用者に苦情解決の体制、仕組みを周知していない。
	適切に苦情受付をしているか。		苦情受付に際し、定められた事項を書面に記録し、苦情申出人に確認していない。
	苦情受付の報告・確認を行っているか。		苦情受付の報告、確認を行っていない。 苦情申出人に対する通知を行っていない。(必要との申出があった場合のみ)
	話し合いによる苦情解決に努めているか。		苦情解決責任者は、話し合いによる苦情解決に努めていない。 必要に応じて第三者委員の助言を求めている。
	苦情解決の記録、報告を行っているか。		苦情解決の経過と結果を記録し、第三者委員等への報告を行っていない。
	解決結果を公表しているか。		個人情報に関するものを除き、苦情解決の結果を公表していない。
<b>9 実施機関との連携</b>			
実施機関との連携	<u>地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市や他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</u>	指導監査通知第1-1-(10) 施設基準条例第16条 指定施設基準条例第14条、第19条	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行わず、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めていない。  施設障害福祉サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な援助を行わず、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていない。
<b>10 利用者給付金の管理</b>			
利用者に係る給付金管理	<u>利用者に係る給付金として支払いを受けた金銭の管理が適正に行われているか。</u>	指導監査通知第1-1-(11) 施設基準条例第35条 指定施設基準条例第43条 施設基準第38条の2	利用者に係る給付金金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分していない。  利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いていない。  利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備していない。  利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を取得させる手続きがされていない。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
11 虐待防止・身体拘束等の適正化			
(1)虐待防止	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	指導監査通知第1-1-(12) 施設基準条例第3条第3項、第59条の2 指定施設基準条例第3条第3項 障害者虐待防止法 障害者虐待防止法施行規則 障害者虐待防止対応マニュアル	虐待の防止等のための対策を検討する委員会を定期的に開催(年1回以上)するとともに、検討結果を従業者に周知していない。
			虐待の防止のため、職員に対する研修を定期的に実施する等、必要な措置を講じていない。
			虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていない。
(2)身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	指導監査通知第1-1-(13) 施設基準条例第3条第3項、第41条 指定施設基準条例第3条第3項、第53条 障害者虐待防止法 障害者虐待防止法施行規則 障害者虐待防止対応マニュアル	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催(年1回以上)するとともに、検討結果を従業者に周知していない。
			身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
			身体拘束等の適正化のため、職員に対する研修を定期的に実施する等、必要な措置を講じていない。
			やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない。
12 障害者支援施設等固有の支援			
訓練	利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	指導監査通知第1-1-(1) 施設基準条例第23条第1項 指定施設基準条例第31条第1項	利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練を行っていない。 訓練に不十分な点がある。
	利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。(自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援B型)	指導監査通知第1-1-(障害者支援施設等固有の支援)-(2) 施設基準条例第23条第1項、第23条第2項 指定施設基準条例第31条第2項	利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っていない。
	常時1人以上の職員を訓練に従事させているか。	施設基準条例第23条第3項 指定施設基準条例第31条第3項	職員が常時1人以上訓練に従事していない。
	利用者の負担により、施設職員以外の者による支援、訓練等を受けさせていないか。	施設基準条例第23条第4項 指定施設基準条例第31条第4項	施設職員以外の者による支援、訓練等を利用者の負担により受けさせている。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
12 障害者支援施設等固有の支援 (前頁から続く)			
(1)生産活動	生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、 <u>地域の実情、製品・サービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。</u>	指導監査通知第1-3-(1) 施設基準条例第24条第1項 指定施設基準条例第32条第1項	生産活動の機会の提供については、地域の実情、製品・サービスの需給状況等を考慮して行っていない。
	生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、 <u>作業時間、作業量等が生産活動に従事する者の過重な負担とならないよう配慮しているか。</u>	指導監査通知第1-3-(1) 施設基準条例第24条第2項、第24条第3項 指定施設基準条例第32条第2項、第32条第3項 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(平成18年10月2日障障発第1002003号)	生産活動従事者の作業時間、作業量等について、過重な負担とならないよう配慮していない。 生産活動従事者の作業時間、作業量等の設定への配慮が不十分。
	生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、 <u>防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために適切な措置を講じているか。</u>	施設基準条例第24条第4項 指定施設基準条例第32条第4項	防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要、適切な措置を講じていない。 防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要、適切な措置が不十分。
(2)工賃の支払	生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	指導監査通知第1-3-(2) 施設基準条例第25条 指定施設基準条例第33条	生産活動従事者に適正な工賃が支払われていない。 工賃の支給に不備な点がある。
(3)実習の実施	就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、 <u>公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入れ先を確保しているか。</u>	指導監査通知第1-3-(3) 施設基準条例第26条 指定施設基準条例第34条	利用者の意向及び適性を踏まえた実習の受入れ先を確保していない。 利用者の意向及び適性を踏まえた実習受入れ先の確保が不十分。
(4)求職活動の支援等の実施	就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、 <u>公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援するとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</u>	指導監査通知第1-3-(4) 施設基準条例第27条 指定施設基準条例第35条	求職活動の支援を行っていない。 関係機関との連携、利用者の意向、適性に応じた求人の開拓に努めていない。
13 自立支援			
(5)職場への定着のための支援の実施	①就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、 <u>利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者就職から6か月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。</u>	指導監査通知第1-3-(5) 施設基準条例第28条 指定施設基準条例第36条	職業生活における相談等の支援を継続して行っていない。 ※利用者の就職日から6か月以上 職業生活における相談等の支援が不十分。
	②就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、 <u>利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(5)①の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。</u>	指導監査通知第1-3-(6) 施設基準条例第28条 指定施設基準条例第36条	就労定着支援事業者との連絡調整に努めていない。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
14 預り金の管理			
預り金の管理	やむを得ない理由により、施設が利用者の金銭を預かる場合、利用者預り金管理規程を作成し、適正な管理を行っているか。	<p>指導監督徹底通知第5-(4)エ</p> <p>日常生活費用取扱通知</p> <p>社会福祉施設等における利用者からの預り金について(平成23年6月30日福監第171号通知)</p> <p>社会福祉施設等における利用者からの預り金について(平成26年7月22日健監第303号本市通知)</p> <p>社会福祉施設等における利用者からの預り金について(平成29年7月18日健監第202号本市通知)</p> <p>障害者施設等における利用者からの預り金の取扱いについて(令和2年7月13日健障サ第1916号本市通知)</p> <p>障害者施設等における現金等の取扱いについて(令和3年5月17日健障サ第883号本市通知)</p>	<p>「預り金取扱規程」を整備していない。</p> <p>必要な組織体制(各職員の事務と権限)について明記した「預り金取扱規程」に基づいた取扱いをしていない。</p> <p>預り金の取扱いについて、内部牽制が機能する体制となっていない。</p> <p>預り金責任者(施設長等)及び補助者を選定していない。</p> <p>利用者の通帳と印鑑を、別々に保管していない。</p> <p>利用者の通帳・印鑑・現金を、安全な方法で保管していない。</p> <p>預り金の管理、預り金台帳が、個人別となっていない。</p> <p>通帳等と預り金台帳の金額が一致しない。</p> <p>施設長は、預金・現金残高の状況等の収支状況について、定期的に確認していない</p> <p>適切な管理が行われていることの確認が、複数の者により常に行える体制で出納事務を行っていない。</p> <p>利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納帳等、必要な書類を備えていない。</p> <p>預り金の払い出し時に、利用者から払い出し依頼票及び受領書を徴していない。 また、それが利用者の状況により困難な場合、複数職員の立ち合いのもと、授受が行われていない。</p> <p>購入した商品と領収書(明細)の確認、利用者の買い物代行の精算等について、複数の職員で行い、記録に残されていない。</p> <p>使用金額等を証する証憑類(領収書等)を保管していない。</p> <p>収支残高を定期的に利用者(・家族等)に報告していない。</p> <p>業務の点検・見直し、職場内研修等の実施により、不正防止の徹底が図られていない。</p>

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等 (▽:説明)	指導監査基準
<b>II 社会福祉施設運営の適正実施の確保</b>			
1 適正な運営の確保			
(1)適正運営の総則	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。	指導監査通知第2	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めていない。
(2)運営方針等	施設の運営方針等について、福祉サービス利用者に適切かつ円滑に情報提供を行うよう努めているか。	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第75条第1項 指定施設基準条例第55条第1項	施設の運営方針等について、福祉サービス利用者に適切かつ円滑に情報提供を行うよう努めていない。
(3)広告	提供する福祉サービスについて広告をするとき、誇大広告となっていないか。	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第79条 指定施設基準条例第55条第2項	提供する福祉サービスについて広告をするときに、誇大広告とならないよう留意していない。
(4)設置者	施設の設置者は、横浜市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配人等又は、それらと密接な関係を有すると認められる者となっていないか。	施設基準条例第3条第7項 指定施設基準条例第4条 ※ 本市は、施設設置法人等に対し、横浜市暴力団排除条例に定められた責務に基づいた対応を遂行することとなります。	施設の設置者が横浜市暴力団排除条例に定める暴力団等に該当している。
(5)事業報告書、計算書類等、監事監査報告書等の閲覧・利用者への情報提供	定款、事業報告書、計算書類等(財産目録・貸借対照表・収支計算書)、監事監査報告書が閲覧ができるよう、各事務所に備え付けているか。	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2、第34条の2、第45条の32、第45条の34	定款、事業報告書、計算書類等(財産目録・貸借対照表・収支計算書)、監事監査報告書は、閲覧請求があった場合にいつでも閲覧ができるよう、各事務所に備え付けていない。 ※法人としての取組は法人監査事項。
	各施設の利用者等へ、福祉サービスの内容等の情報提供に努めているか。		社会福祉法(昭和26年法律第45号)第75条第1項 指定施設基準条例第52条、第55条第1項
(6)秘密保持等	職員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	施設基準条例第42条 指定施設基準条例第54条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第20条、第21条 個人情報保護ガイドライン	業務上知り得た秘密を漏らしている。
	職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置(就業規則、雇用契約書等への記載など)を講じているか。		職員又は職員であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。
	他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	指定施設基準条例第54条	他の指定障害福祉サービス事業所等に利用者や家族の情報を提供したが、あらかじめ文書による同意を利用者又はその家族から得ていない。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
<b>2 利用定員</b>			
定員の遵守	利用定員及び居室の定員を遵守しているか。	指導監査通知第2-1-(1) 施設基準条例第9条、第38条 指定施設基準条例第48条	利用定員又は居室の定員を超過している。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない(指定施設基準条例第48条 但書)。
<b>3 管理規程・経理規程、運営規程等の整備</b>			
管理規程等	<u>必要な諸規程が、整備されているか。</u> <u>管理規程、経理規程、運営規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</u> <u>※運営規程に必要な重要事項</u> ① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針 ② 提供する施設障害福祉サービスの種類 ③ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 ⑤ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 ⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 ⑧ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬ その他運営に関する重要事項	指導監査通知第2-1-(2) 施設基準条例第6条 指定施設基準条例第46条	運営規程を作成していない。
			運営規程に必要な事項が記載されていない。
			経理規程等、必要な規程を整備していない。
			規程の内容に不備な点がある。
			規程内容と実態に差異が見られる。
<b>4 帳簿の整備</b>			
帳簿・記録の整備	職員・設備・備品(5年保存)及び会計に関する諸記録を整備しているか。	指導監査通知第2-1-(3) 施設基準条例第8条 指定施設基準条例第61条	記録を整備していない。  記録に不備がある。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
5 職員の確保・定着等			
(1)職員の配置及び資格	配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 育児休業・産休等の代替職員は確保されているか。 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 施設長(管理者)に適任者が配置されているか。 <u>ア 資格要件を満たしているか。</u> <u>イ 専任者が確保されているか。</u> やむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。	指導監査通知第2-1-(4)、(5)、(6)、(7) 施設基準条例第5条、第11条、第12条、第13条、第36条、第37条第1項、第37条第2項 指定施設基準条例第5条、第7条、第8条、第30条第6項、第45条、第47条第1項、第47条第2項	配置基準どおり職員を配置していない。
			職員の配置を明確にしていない。
			職員の出勤状況が確認できるよう、記録を残していない。
			職員の勤務体制を明確に定めていない。
			育児休業、産休等の代替職員を確保していない。
			資格の確認について、証明書を徴するなど、適切に行っていない。
(2)職員のキャリアアップの仕組み	職員の確保及び定着化のために、研修等の職員のキャリアアップの仕組みを構築しているか。	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第90条第1項 指導監査通知第2-2-(3)、(4) 施設基準条例第37条第3項 指定施設基準条例第47条第3項 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年厚生労働省告示第289号)	職員の研修等への参加機会を計画的に確保していない。
			職員の研修等の取組が不十分。 社会福祉事業を営む者が、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年厚生労働省告示第289号)」の内容に即した措置を講ずるように努めていない。
(3)職員の労働環境の改善	職員の労働環境の整備の推進を図っているか。	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第90条第1項 指導監査通知第2-2-(2)、(4) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年厚生労働省告示第289号)  指導監査通知第2-2-(1)ア 高年齢者雇用安定法第9条	社会福祉事業を営む者が、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年厚生労働省告示第289号)」の内容に即した措置を講ずる者に対し、必要な協力を行うように努めていない。
			高年齢者の雇用を確保していない。
(4)ハラスメントの防止	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他必要な措置を講じているか。	指導監査通知第2-2-(5) 施設基準条例第37条第4項 指定施設基準条例第47条第4項 労働施策総合推進法第30条の2第1項、第2項 雇用機会均等法第11条第1項、第2項、第3項 パワハラ防止指針 セクハラ防止指針	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化、従業者に周知・啓発がなされていない。
			相談窓口を定め、従業者に周知していない。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等 (▽:説明)	指導監査基準
6 設備等			
設備	<u>訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室等の施設設備は、適正に整備されているか。</u> <u>また、建物、設備の維持管理が適切に行われているか。</u>	指導監査通知第1-2-ア、イ、第2-1-(8) 施設基準条例第4条、第10条、第39条第1項 指定施設基準条例第9条、第50条	施設・設備を基準どおり整備していない。
			施設の使用目的の変更を届け出していない。
			建物・設備の維持管理に不十分な点がみられる。
			施設内外が清潔に保たれていない。
			安全確保の配慮に不十分な点がある。
7 地域開放と地域連携			
地域との連携	<u>施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</u>	指導監査通知第2-1-(10) 施設基準条例第44条 指定施設基準条例第58条	地域とのイベントや行事等の参加を通じて、連携・交流を図る取り組みがない。
8 職員の労働環境等			
(1)就業規則等	<u>就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。</u>	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働基準法第89条、第90条第1項、第2項	就業規則を作成(変更)し、労働基準監督署に届け出していない。
	<u>就業規則等の内容及び作成手続等が適切であるか。</u>		就業規則等の内容・作成手続等に不備がある。
	<u>就業規則等を労働者に周知しているか。</u>	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働基準法第106条	就業規則等を労働者に周知していない。
	<u>労働者名簿を作成しているか。</u>	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第53条	労働者名簿を作成(訂正)していない。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
8 職員の労働環境等 (前頁から続く)			
(2) 育児・介護休業規程	<u>育児・介護休業規程を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。</u>	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条、第90条第1項、第2項	育児・介護休業規程を作成(変更)して、労働基準監督署に届け出していない。
(3) 給与規程	<u>給与規程を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。</u>	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条、第90条第1項、第2項	給与規程を作成(変更)して、労働基準監督署に届け出していない。
(4) 労働基準法36条協定	<u>時間外・休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</u>	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条第1項	36協定を締結していない。
			36協定を労働基準監督署に届け出していない。
(5) 労働基準法24条協定	<u>賃金の一部控除(法定外控除)に関する協定が締結されているか。</u>	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項	賃金の一部控除に係る協定を締結していない。
(6) 労働条件の明示	<u>労働契約の締結に際し、労働条件を明示しているか。</u>	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第1項	労働者に対して労働条件を明示していない。 ※非常勤職員と雇用契約書を交わしていない(更新していない)ものを含む。
(7) 最低賃金の支払い	<u>神奈川県 の最低賃金以上の支払いがされているか。</u>	労働基準法(昭和22年法律第49号)第28条 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条、第4条	最低賃金以上の支払いがされていない。
(8) 職員の安全管理体制	<u>衛生管理者、産業医を選任し、労働基準監督署に届出しているか。</u>	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12条、第13条 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第4条、第5条	衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届出していない。
	※50人以上の労働者の使用する事業場	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第7条第2項、第13条第2項	産業医を選任し、労働基準監督署に届出していない。
	<u>衛生委員会を設置し、月1回以上開催しているか。</u>	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第18条 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第9条	衛生委員会を設置していない。
※50人以上の労働者の使用する事業場	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第22条、第23条	衛生委員会を月1回以上開催していない。	

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
8 職員の労働環境等 (前頁から続く)			
(8)職員の安全管理体制	安全衛生推進者を選任し、職員に周知しているか。 ※10人以上50人未満の労働者を使用する事業場	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12条の2 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第12条第2項、第3項、第4項	安全衛生推進者を選任していない。 衛生推進者を職員に周知していない。
	職員が宿直又は日直勤務で断続的な業務を行っている場合、労働基準監督署長の許可を受けているか。	指導監査通知第2-2-(1)ア 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第23条	宿直又は日直勤務について、労働基準監督署長の許可を受けていない。
	労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、必要な項目について、医師による健康診断を実施しているか。	指導監査通知第2-2-(1)イ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項	1年以内ごとに1回、必要な健康診断を実施していない。
	深夜業を含む労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6か月以内ごとに1回、定期的に、必要な項目について、医師による健康診断を実施しているか。	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条第1項、第45条第1項	深夜業を含む労働者に対し、6か月以内ごとに1回、必要な健康診断を実施していない。
	50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期的にストレスチェックを実施し、労働基準監督署に届け出ているか。	指導監査通知第2-2-(1)イ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の10 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第52条の9、第52条の21	1年以内ごとに1回、定期的にストレスチェックを実施し、労働基準監督署に届け出していない。
9 業務体制の確立と業務省力化			
業務体制の確立と業務省力化	業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 IT技術や自助具を含む福祉用具の積極的な活用等を通じて、業務の省力化に努めているか。	指導監査通知第2-2-(2) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年厚生労働省告示第289号)	業務体制の確立とITや福祉用具の活用を通じて、業務の効率化のための取り組みをしていない。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
10 防災対策の充実強化			
(1)防火管理者の選任	管理権原者は、防火管理者(統括防火管理者)を選任し、消防署に届け出ているか。	消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項、第2項、第9条の2第1項、第4項 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第1条の2第3項	管理権原者が、防火管理者(統括防火管理者)を選任し、消防署に届け出していない。
(2)消防用設備等の設置	特定防火対象物の施設について、消防用設備等が設置されているか。	指導監査通知第2-3-ア 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の3、第17条第1項 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第4条の3、第6条、第7条 施設基準条例第7条第1項	消防用設備等が設置されていない。
(3)消防用設備等の点検及び報告	6か月ごとに消防用設備等の定期点検を実施し、年1回消防署へ報告をしているか。	指導監査通知第2-3-ア 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第36条 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6	消防用設備等又は特殊消防用設備等の定期点検(6か月ごと)が実施されていない。 消防署へ報告(年1回)が行われていない。
(4)非常時の連絡体制等	非常時の通報・連絡体制、避難場所・避難体制を確保し、職員間で十分共有しているか。	指導監査通知第2-3-イ、オ 施設基準条例第7条第1項 指定施設基準条例第49条第1項	非常時の通報・連絡体制、避難体制を確保し、職員間で共有していない。
	また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。		関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等を共有していない。
(5)消防計画等の作成	防火管理者は、消防計画を作成し、消防署に届け出ているか。	指導監査通知第2-3-ウ、エ、オ、キ 施設基準条例第7条第1項 指定施設基準条例第49条第1項 消防法(昭和23年法律第186号)施行令(昭和36年政令第37号)第3条の2第1項	防火管理者が、消防計画を作成し、消防署に届け出(変更届含む)していない。
	非常災害対策計画を作成しているか。 火災に対処するためだけでなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できる計画となっているか。	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条第1項	火災・水害・土砂災害・地震等を含む災害に対処するための計画を作成していない。
	また、計画の内容を職員間で十分共有しているか。	水防法(昭和24年法律第193号)第15条の3 水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第16条 土砂災害防止法第8条の2第1項 土砂災害防止法施行規則第5条の2	計画の内容を職員間で十分共有していない。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
10 防災対策の充実強化 (前頁から続く)			
(5)消防計画等の作成	<u>非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか(施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているのか。)</u> <u>また、次の項目が盛り込まれているか。</u>	指導監査通知第2-3-ウ、エ、オ、キ 施設基準条例第7条第1項 指定施設基準条例第49条第1項 消防法(昭和23年法律第186号)施行令(昭和36年政令第37号)第3条の2第1項 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条第1項 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の3 水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第16条 土砂災害防止法第8条の2第1項 土砂災害防止法施行規則第5条の2	実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のある計画になっていない。 (都道府県等で防災計画の指針等を参考とし、実効性の高い計画になっていない。)
	1 障害者支援施設等の立地条件(地形等)		計画に災害時の連絡先・人員体制等1～9の項目が盛り込まれていない。 1 障害者支援施設等の立地条件(地形 等)
	2 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)		2 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
	3 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)		3 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)
	4 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)		4 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)
	5 避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等)		5 避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
	6 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)		6 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)
	7 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)		7 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)
	8 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)		8 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
	9 関係機関との連携体制		9 関係機関との連携体制
<u>避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。</u>	避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っていない。		

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
10 防災対策の充実強化 (前頁から続く)			
(6) 消火訓練及び避難訓練	<u>消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施し、うち1回は所管の消防署へ報告しているか。</u>	指導監査通知第2-3-カ、ク 施設基準条例第7条第2項 指定施設基準条例第49条第2項 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条第10項、第11項 社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号)6-(1)	消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施していない。
	<u>避難訓練のうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練を行っているか。</u>	指導監査通知第2-3-カ 施設基準条例第7条第2項 指定施設基準条例第49条第2項 社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号)6-(1)	避難訓練のうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練を行っていない。
	<u>消火訓練及び避難訓練の実施記録を整備しているか。</u>		施設の実態に即した訓練が実施されていない。
	<u>水害・土砂災害・地震等の場合を含む災害に対処するため避難訓練を実施し、その結果を横浜市へ報告しているか。</u>	水防法(昭和24年法律第193号)第15条の3 土砂災害防止法第8条の2第1項	消火訓練及び避難訓練の実施記録を整備していない。
	<u>訓練の実施にあたり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u>	指導監査通知第2-3-ク 施設基準条例第7条第3項 指定施設基準条例第49条第3項	水害・土砂災害・地震等を想定した避難訓練を実施していない。 訓練の結果を、横浜市へ報告していない。
(7) 消防署の立入検査	消防署の立入検査における指示事項が改善されているか。	社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について(平成22年3月13日消防予第130号)	地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない。
(8) 防災備蓄	防災用の水・食糧等を備蓄しているか。 ※原則として水(飲料水)は1人1日3リットル最低3日分9リットルを備蓄	横浜市震災対策条例(平成25年2月28日横浜市条例第4号)第8条第2項 横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例(平成25年6月5日横浜市条例第30号)第6条、第13条	消防署の立入検査における指示事項が改善されていない。
			防災用の水・食糧等を備蓄していない。
			防災用の水・食糧等の備蓄が不足している。

項目	着眼点 (下線は、指導監査通知の「標準確認項目」)	根拠法令等(▽:説明)	指導監査基準
11 感染症等防止対策			
(1)業務継続計画の策定等	感染症や非常災害等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務展開を図るための計画(「業務継続計画」という)を策定し、必要な措置を講じているか。	指導監査通知第2-46-(1) 施設基準条例第37条の2 指定施設基準条例第47条の2	業務継続計画を策定していない。
			業務継続計画に伴う必要な措置を講じていない。
			業務継続計画を周知し、必要な研修・訓練を定期的実施していない。
			業務継続計画を定期的に見直し、更新をしていない。
(2)感染症及び食中毒対策	施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。	指導監査通知第2-4-(2) 施設基準条例第39条 指定施設基準条例第50条	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていない。
			感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
			従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施していない。
12 電磁的記録等			
電磁的記録等	作成、保存、交付、説明、同意その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについて、電磁的記録・方法を用いるとき、適切に行っているか。	指導監査通知第2-57 施設基準条例第46条 指定施設基準条例第62条	個人情報の保護に関する法令やガイドライン等を遵守していない。
			電磁的方法を用いて交付等を行う場合、相手方に承諾を得ていない。
			電磁的方法を用いて利用者に交付等を行う場合、相手方の障害の特性に応じた適切な配慮を行っていない。
13 防犯対策			
日常及び緊急時の対応	施設の実情に応じて、防犯対策をとっているか。	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(障発0915第1号ほか平成28年9月15日)	防犯対策として、設備面の対策や施設内における体制や職員の共通理解が行われていない。